

Title	英独市政比較論 (其ノ一)
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.3 (1914. 4) ,p.333(79)- 346(92)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140400-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

計	七	四〇五	二六二	六	三〇	三元	一
業	二、四八	六二五	六	六、五五	(口)五、四三	六	一九

備考 (イ) 「デイジョン」市の十五基金及リモーシユ市の二十六基金を含みず。
 (ロ) 此計数は正確ならずとも暫く原表に依る。

即被補助組合数の最多數なるを印刷及出版業とし、補助金受領額の最多數なるは印刷業にして製陶業金屬業及建築業等之れに次げり。

要之佛國に於る失業基金補助制度は從來諸國に行はれたる各種の任意的失業保險中に於て最成功せるものと云ふべく、殊に地方補助制度の發達は頗る著しきものありて、千八百九十七年に於ては此の如き補助制度を實行せるものは僅かに二市にして其補助費計上額は八千五百七十法に過ぎざりしも、千九百十年に於ては前者は八縣三十一市に及び後者は十萬法を超過するに至れり、蓋し本制度の將來に於る發展及其失業問題解決に對する效果如何は最近實施せられたる

英國強制失業保險の成績と相並んで社會政策學者の最注目を要する點なるべし。(完)

英獨市政比較論 (其ノ一)

村田岩次郎

藝日「ハッエ」氏の近著「現代歐洲市政論」を讀む。説く所簡にして要を得たり。乃ち左に其の一端を記して讀者の參考に供せんとす。

英國の都市の行政組織は頗る簡單である、市會は都市の一切の權限を有して居るので、唯市會議員のみが市民の選舉に係り、市長も、司直の吏員も均しく市民が選舉するのではない。又都市行政上の責任の歸著する所を曖昧模糊たらしむる行政諸部局の設けが無い。市長を選ぶ者は市會であるが、市書記を選ぶ者も亦市會である市政各部の理事を指名する者は委員であつて、之を確定する者は矢張り市會である。一九〇二年迄は、地方の教育事業は地方學務會の手中に在りしも、同年の教育法は之を市會の手に移し市會は學務委員に依て地方教育事業を管掌する

ことゝなつた。英國の都市の行政組織は以上述べた所に盡きるのであつて簡單明瞭何人も容易に了解することが出来る。

英國の市會は米國の市會よりも遙かに大きく、獨逸の市會と略ぼ同様である。市會議員の選舉は通例市を若干の選舉區に分割して行ふのであるが、小都市の中には選舉區を設けずに全市から總議員を選出するものもある。大多數の大都市は市を十六區に分て各區から三名の議員を選出することになつて居る、併し都市に依ては更に多くの市會議員を選出する。例へば倫敦府會は百十八人の議員を有し、「マンチエスター」市は百三人、「リヴァプール」市は百三十四人、「グラスゴ」市は七十五人である。議員の任期は三年で毎年三分の一宛改選する(即ち毎年市會議員の選舉が行はれる譯である)。僧侶以外の一般市民は市會議員に選ばれることが出来る。一九〇七年以降婦人も亦市會議員たるを得(從て市

長にも成れる譯である) 議員たるには其市の住民たることを要せぬ、唯其市に財産を所持し、又は一定の地方税を納付し、且つ市の十五哩以内に居住して居れば宜しい。又議員の候補に立つ者も其の代表する選挙区の住民たることを要せぬ。従て大都市の市會議員中には其市に營業こそして居るが、其市に居住して居らぬ者が澤山ある。是れは國會議員の場合も同様であつて英國の政界に有力なる人物が永く活躍する事情の一面を説明して居るものと謂つてよい。有爲の人物にして甲の選挙区に於て敗れたる者は乙の選挙区から選ばれるとが出来る。従て公平に市政を料理し得る者が議員に選挙せらるゝこととなるのである。

通常議員の外に、一定数の市參事員が有る、通例十六人であつて、新市會が組織せらるゝ際其選挙を行ふのであるが市會は或は議員中に其人を求め、或は議員以外の聲望有る人物を市參事

員に選任する。除外例は有れど、市參事員の數は法律上市會議員全體の三分の一と云ふ定めである。市參事員の任期は六年(通常議員の任期の倍である)であつて、三年毎に其の半數を改選する(One-third of the number retire every three years とあるのは勿論間違ひである)。實際の慣例から云へば通常議員の中でも相當の年配に達し、又相當の經驗ある者が市參事員に選ばれることになつて居る。斯く議員の中より市參事員を選任したるときは更に補闕選挙を行ふのである。此の市參事員の選挙に際して、曩に議員選挙に敗れた者が層々其選に當ることがある(行政上の手腕が有て、然も議員に當選し得なかつた者は市參事員に選ばれて大に其技倆を發揮し得る譯である)。市參事員は再選せられるのが普通であつて、二十年と云ふ永い歲月の間通常議員として將た又市參事員として、市會に議席を有する者の有るは普通の事にして敢て

珍しくはない。

市參事員は通常議員と同一の權限を有し、同一の市會に議席を有し、同様に一切の問題を議決する。市會は一院組織である) 唯通常議員は市民之を選挙するに反して、市參事員は市會之を選任すること、及び市參事員は通常議員に比して一層大なる威嚴を持って居ることの二點に於て兩者は相違するのみである。市參事員を選任するに方ては、黨派の影響は免れぬ所である、但し小數黨も亦一定数の市參事員を割當てられると云ふ默契の定まつて居る場合も決して珍しくはない。市參事員は普通に經驗の有る所から重要なる委員の委員長になる。

英國の市參事員は或る點に於て獨逸の名譽職市參事會員に似て居る、其の有する經驗は特定の地位に對して特殊の資格を具へて居るとを意味して居るのではなくて、寧ろ龜の甲より年の功と云ふ意味に於て經驗である。兩者が相似て居

ると云ふのは此の一事に止まる、英國の市參事員は都市の行政機關に屬すと云はんよりは寧ろ立法機關(議決機關)に屬すと云ふが至當であるからである。通常議員と市參事員とは、相合して市會を組織し市長及び委員を選定する、唯一層聲望有る者が市參事員の地位に在ると云ふに過ぎぬ。

以上記す所は、以て英國都市の組織を説明するに充分である、又倫敦を例外として全國總べての都市は皆同一の組織の下にある。獨逸の都市に於けるが如き専務的常任吏員の規定が無い、又議員も市長も共に無給である。又英國に於ては、都市の行政は人の一生を委する程の専門的の事業ではない。一般の都市行政よりも更に局部的な經驗を持つて居る者が市の各要部に在て専務的恒久的の職務を盡すのである、従て英國の都市は獨逸の都市程に華かでない。有給市參事會員と常任専務の市長を有する獨逸の都市に比

すれば、英國の都市は想像力に於て、將た又社會的豫見に於て遜色が有る。英國の市政は猶國政の一部である。併し米國の都市に於て見るが如き弊害は英國に於ては先づ無い。

議員の爲す可き事務は極めて多種多量である。市會は期を定めて集會し、委員會は頻繁に行はれ、調査す可き事項爲す可き事務尠なからざる上に、若しも議員にして警務員を兼ねんか、其の事務を行ふが爲めには優に其執務時間の半を費消するのである。

英國市政の單純なる一事は英國の都市の成績良好にして、又同國市會議員の人物の優良なる事情の一面を説明するものである。英國の都市選舉人が敏捷であるとも亦一部は此制度の簡單なる事實に歸す可きものなのである。選舉人は市制が如何なるものなるやを了解し、又責任を負ふ者は何人であるかを能く承知して居る。各部局の間に權限の錯綜し衝突するが如きことは更

に無い、市會は都市唯一の機關であるからである、市會の議事手續を了解し新聞紙上に載録せられる議事の詳報を讀むことは寔に易々たることである。又選舉人は大抵議員を個人的に知悉して居る、而して其議員が重要な諸般の問題に付て賛否孰れに投票するかを心得て居る。議員の指名乃至選舉に付ても何等複雑した制度が定められて居るのではない。二名の推薦者と八名の賛成者の連署したる一片の推薦書に依て男女を問はず何人も議員に指名せられることが出来る、即ち議員指名手續は是に盡きて居るのである。別に候補者豫選會を開くでもなく、他に豫選の手續が有るでもない。運動屋も無ければ運動費も寄附されない、候補者の頼るものは唯選舉區の選舉民有るのみである。

投票紙は出來得る限り簡單である。毎年十一月の議員選舉に際して、各選舉人は各候補者の氏名、住所及び職業を印刷した投票紙を受ける。

此の投票紙には候補者が何れの政黨に屬するかを指示す可き何等の標識が記されて居らぬ、何となれば議員選舉に際して政黨の存在することは法律の公認する所でないからである。各候補者の氏名は母字順に印刷せられ、各氏名の後には一定の餘白を存し、選舉人は此所に其意思を表示することになつて居る。

斯く指名手續を容易ならしむるも、豫期せられる程に夥多の候補者を生ぜず、候補者三四名を越ゆることなく、僅かに二名位なるを普通とする。選舉人は唯甲を選ぶか乙を選ぶかと云ふことを決定すれば事足りるのである國會議員の選舉は市會議員の選舉と同日に行はるゝものではない、而して前者は四五年に一回行はれるのが通例である。選舉の費用は市の負擔する所であるが、投票紙印刷の費用は候補者の負ふ所である。

英國の制度に於ては、苟も有爲の人物ならんに

は容易に議員に選ばれ、又議員として止まることとが出来るのであるが、之と同時に其の不適任なること明白とならんに選舉人は是亦容易に他の適任者を選んで之に代ゆるが出来るのである。

議員の選舉競争は屢々劇烈を極むることがある而して選舉競争は通例政黨の對立關係を基礎として行はれる、何となれば制度上政黨を公認せずと雖も、政黨は通例自黨の候補者を定めて之に應援するので、選舉人も亦自黨の候補者を助くることに於て執拗なるは米國の選舉人と異なる所なく、獨立候補者は成功の望比較的少ないのである。

幾年となく、選舉競争の行はれしとなき選舉區の存在するは少しも珍しいことではない、一政黨の勢力殊に強大なるか、一議員の有望特になる選舉區に於ては、其の議員(若くは其有力なる政黨の後援ある議員)は競争するの要を見ぬ

されば或る都市の議員は總べて無競争で選出せられたと云ふ例もある、又一八九九年の選挙には百三個の都市及び市街地の中にて選挙競争を見たるもの其の半数に満たざりしと云ふ。又全然選挙競争を見ざりし都市も十三有りしと聞く市會は普通政黨を基礎として組織せられるのであつて、市長も、市書記、市參事員の過半数も均しく多數黨の獨占する所である。政争上の問題は都市の場合に於ても矢張り經濟政策、産業政策上の問題で在て、保守黨員は概して都市事業の擴張に反對し、地主階級の利益を防衛するの傾がある、之に反して自由黨員は根本に於て實業家の友である。又社會黨(労働黨員は都市事業の發展に努めて居るが、倫敦の周圍に在る二三市を除いては、同黨員の勢力は甚だ振はない。市會の内部に於て争はれる問題には市街鐵道、瓦斯其他の事業、住宅問題、學童給養問題等が有る。労働黨員は地方税及び公課の低減を

要求し、自由黨員及び保守黨員は租税の負擔を輕減し得る様に都市事業を經營せんとするの態度を持して居る。

英國の都市は事實上市會委員の支配の下に在つて、委員は立法的並に行政的の機關である。各委員は縮小された市會夫れ自身であるとも云へるのであつて、夫れ々々管掌の事務を指揮する、大都市には十二乃至二十の常任委員が有り、各常任委員は更に特別の事務を執る可き數多の執行委員を有して居る。又執行委員は常任委員に常任委員は市會に報告することになつて居る。市長は當然各委員の一員たるも、實際の議事に加はることは稀である。

委員は市長が選定するに非ずして、市會自身其事に當るのである。選挙終了後、直に選定委員を定め、委員を指名する、而して選定委員の意見は更に市會の承認を得なければならぬ。委員の顔觸は毎年多くの變更を見ぬのが例であつ

て、十年、十五年、乃至二十年の永きに亘りて一定の委員に屬して居る者もある、決して珍しいことではない。

重要な委員に屬することは、一つは名聲を博するの手段にもなり、又榮達の階梯ともなるので議員は大に之を望む次第である。委員長に闕員を生ずるときは、其の代理者を以て之を補充すること猶議員が市長に補任せられるが如きものである。重要な委員の委員長たることは非常な名譽であつて、市街鐵道委員、瓦斯事業委員、電燈事業委員等の委員長の如きは殊に名譽な地位と認められて居る。年々の豫算數百萬圓に上る是等重要なる委員に屬するとは猶米國鐵道會社の重役會議に列するが如きものである。委員長は委員が組織せらるゝ共に、各委員會に於て選定するのである。委員長は委員會を總理し其事務に趣味を有する時は、當然理事となる各委員は理事及び他の職員を使用す。委員は又

賃銀、俸給、並に事業管理上の細目事項を定め、豫算を編成し、經費を支出す、但し委員の行爲は總べて市會の承認を得なければならぬ。又一定の時期(通例年末)に尨大なる報告書を市會に提出し、市會は之を討議するの定めである。

市政各部の理事は通例専務的吏員であつて、他の都市から屢々競争試験を課して採用することもあるが、又私設會社の理事の様に一層低い地位から拔擢する場合もある。是等の理事は充分の俸給を受け政治上の理由に依て動されると云ふことは先づ無い。有つても稀である。獨逸の専務的常任吏員と變る所は無い。斯くして職業として都市の行政に従事する専務的の老練なる吏員の一階級を生ずるに至つたのである。英國の都市に於ける理事は都市の専務吏員の一人であると云ふよりも寧ろ一部局の管理者であるとして居る云ふ點に於て獨逸の市長とは趣を異にして居る委員會は英國都市の中心機關である。諸般の事

項は委員に附託せられ殆んど總ての發案は委員に其源を發するのである。近年都市の事業は非常に増加した結果、市會が直接各部の行政事項を細大漏らさず管掌することは不可能になつた又各部の要求に付て賢明なる判断を下すと云ふことも不可能になつた。事情斯くの如くであるから、委員の意見は通例市會之を認容する次第である、委員は從て又獨立獨歩するの觀がある。市長は行政上の任務を有すると云ふよりも寧ろ社交的の任務を有し、名儀上の地位を擁して居ると云ふが至當である。市長は人民が直接に選舉するのではない、市會が毎年選舉後の最初の會議に於て選任するのである。市長は市會の議長となる其の選任は屢々長期の勤務の報酬である。市會本位制度は有力なる市長を出現せしむる機會を與へない、如何となれば都市行政上諸般の事務は市會委員の掌中に存するからである是れ英國の制度が米獨兩國の制度と大に趣を異

にする點である。市民は都市行政上の責任を決して市長に負はしめぬのであつて、市長が積極的に都市の政策に關與することは滅多に無い、一八七三年より一八七六年に至るまで「バームンガム」市の市長たりし「ジョセフ・チェンバレーン」氏は恐らく之が唯一の例外であらう。斯くの如く、英國の市長の權力は皆無であるにも拘はらず、其の社交的の任務は、之を枚擧するに遑なき程である。市長は市の訪問者を接待し、病院其他の開設式にも參列し、又一切の公の式典等を總理する。市廳に於ては接見會、舞踏會等が盛んに行はれる、而して市長は是等の宴會に於ける主入役を務めねばならぬ。國王、市に臨幸あらせらるゝ時は、則ち市長は御接待役を仰付かるの光榮を有して居る。市長は又勞働紛議の調停に當ることも有り、又市を代表して一切の儀式に臨むのである。併し乍ら、是等の事項は市長の法律外の權能である。市長は職

務上一切の委員の一員である、但し實際委員の事業に當ることは滅多に無い。市長は市會の議決を拒否する權限を有して居らぬ、又重要なる市吏員を任命するでもない。市長は治安判事として、小事件の裁判に加はる。

斯く市長の權限微々たるに拘はらず、世人は猶其の地位を争ふのである。彼等は市長の職を以て名譽ある經歷の終りを飾る可きものと認めて居る。彼等は之が爲めに平素から節約蓄財を心掛ける、何となれば大都市の市長には富裕者でなからねば成れぬからである。而して愈よ市長たるの宿望を達して退職する場合には、國王から士爵を授けられる。是れ都市の有力なる商業家の野心の目標となる所のものである。

市長となる以上は、大に私財を抛つゝの覺悟がなくてはならぬ、市長は無給であるからである。併し市會は實費の支辨として一定額の給與を爲すから、費用の一部分は之に依て償ふことが出

來る。又倫敦「リヴァプール」「ダブリン」の如き大都會では特に市長邸を給して居る。又都市に依ては市長専用の馬車をも給與する。公の式典あるや市長は盛裝して其の威容を市民の前に現はすのである。「ダブリン」市は曾て市長に年俸三萬六千圓を給したりしが、其後一萬六千圓に減額し、「ブリストル」市は市長に年俸一萬圓祕書に一千二百圓を給し、「エデンバラー」市は市長に同じく一萬圓を給して居る。之に反して「ブラッドフォード」「リーズ」「ベルファスト」「ハル」等の諸市は給與の定額を定めず、特定の場合に實際費を支給することを定めて居る。何れにしても市長の給與は費用の全部を償ふに足らぬのであるが、夫れにも拘はらず猶市長の地位は市の有力なる人物の野心を挑發する次第である。英國の市吏員中、獨逸の市長に最も能く酷似し又或る點に於て、米國の市長に似て居るのは、市書記である英國の市書記は一つの榮職であつ

て、特殊の技倆を要するのである。市書記は市會之を選任し、充分の俸給を受け、過失なき限り其地位に留まることを得べく、又職業として其の事務に従事する者である。市書記は通例法律家であつて、都市に關係有る一切の法規に通曉し、又委員の面前に於て局地法案辯護の任に當らねばならぬ。

「グラスゴー」市の市書記は年俸二萬圓を受く數年前同市の市書記に闕員を生ぜしとき市會は恰も獨逸の都市が市參事會員に對する場合の如く市書記採用の公告をしたのである。黨派の影響は免れないが、黨派的利害の爲めに無能の人物を書記に採用するが如きことは無い。

市書記は或る意味に於て、英國都市の指導者である。市會は都市の一切の問題に於て助言を書記に求める。市書記は一切の委員會に於ける書記の役を勤め、又市記録の保管者である。地方局及び商務局に對して諸種の報告を爲すも彼であ

れば、又都市の一切の交渉に與るのも彼である。彼は市會の會議及び重要なる委員會に出席し諸種の報告書を作成し、市會の委する其他の事務を行ふ。大都市に於ては、補助書記有りて、市書記を助く、補助書記は市書記と同じく専務的吏員である。市書記は各部の有給専務的高級吏員と共に老練なる吏員である。

英國の都市には黨員職官制度が行はれない、又吏員銓衡規定の如きものがない、是れ米國の都市と著しく趣を異にして居る點である。黨派の目的の爲めに、又は個人の負債償却の爲めに市の公職を利用するが如きことは輿論が許さぬのである。市の行政上の成績は各部共良好である。吏員の地位は確實であつて、日傭労働者すら猶安んじて其事業に従事することが出来る。

英國の都市は清廉潔白である、是に於ては疑を容るゝ餘地がない。小都市に於ては、都市との契約に於て多少忌まはしい風聞の傳はつた實例

もあるが、其事情は容赦もなく發かれたのである。又議員が或る會社の株主であつたり、又は他の事情から其會社と市との契約に於て利害關係を有して居ることが明かにせられた場合も無いではない。曾て「マンチェスター」市の一市參事員は市と契約の有る會社の株主として些細の利害關係を有して居つたが爲めに、其會社は最低額且つ最優良の入札者で有つたにも拘はらず議員の職を辭するの餘儀なき破目に陥つたと云ふ例も有る。左り乍ら、此種の事例は唯稀に之を見るのみである。都市事業に固有して居るかの如くに云はれて居る諸弊害も英國の市營事業には伴はなかつたのである。何等の醜關係が市營に伴隨しなかつたのみならず、却て事實は其正反對の良結果を示したのであつた。都市事業の益々重要になると共に、社會公衆の責任の念慮を一層強めた又都市の事業、事業の収益、並に成功に於て疑懼の念を抱いて居る總べての市民

と都市長との關係を親密ならしめたのである。且又英國の市政は満足に運用せられて居る。英國の都市は獨逸の都市の如き大なる想像も持て居らねば、米國の都市の如き宏量も持て居らぬ。課税の制度は一方に於て市會の節約主義を産み他方に於ては増税を促すが如き事業を蛇蝎視するの風を市民の間に醸成する。之と同時に英國の都市は一切の都市問題を科學的に研究せんとする獨逸の都市とも趣を異にして居る。節約は行政上の一大原則であつて、明白に必要な事項に互る支出は嚴密に検査されるのである。各議員は納税者の心を心として常に事を處するのである。斯くの如き政策斯くの如き議員の態度が米獨兩國に於て急劇の發達を見た諸種の社會的事業に對する巨額の支出を抑制して居るのである。英國の市會議員が獨逸の市會議員とは異なる社會的階級に屬する人士より成れる點も亦注意す可き點である。英國の市會議員は過半商

人である、小商人である、或る程度の教育と想像力とを具備した自助自成一の士である。富豪や貴族は滅多に議員の地位を望まない。彼等は都市の事項に觸れずに、殆んど閉鎖的の生活を地方に於て送る。併しながら其處に都市に對する美しき熱誠もあり、公共事業に對する高潔なる貢獻的精神も有るのである。市會の會議は重きを置かれ、市會の討論は活氣が有る。市會議員も、市の常任吏員も共に市民の尊敬する所である。近年労働黨員にして議員になるものが大部有る、何れの大都市に於ても彼等の勢力は未だ微々として大に振はないのであるが、輿論に對しては尠なからざる刺激を與へて居る労働黨員の現はれたが爲めに市政に蹉跌を生じ、又市政の誠實と效程とは幾分の減退を見たと云ふ様な風聞は未だ曾て吾人の聞かぬ所である。

英國の都市は獨逸の都市よりも事業の範圍に於

て一層局限されて居る。又英國の都市は獨逸の都市程の自由も社會的計畫も有して居らぬ。英國に於ては、都市事業は殆んど市街鐵道、瓦斯水道、電燈事業、船渠、市場、及び公設浴場に限られて居ると云ふて宜しい。都市事業は未だ公立質舖、貯蓄機關、土地賣買、其他獨逸の進取的都市に於て行はれて居る社會的の事業に及んで居らぬ。英國の都市は住宅問題に付て經驗はあれども、其事業は獨逸程に満足ならず。又満足なる結果を收め得なかつた。

今より十年前都市事業は英國に於て盛に論議せられた。新聞紙上には都市事業論が満載せられ無數の小冊子は筆を揃へて斯の問題を論じたのであつた。併し今日に於ては、都市事業は最早や可否の問題ではない、而して其政策たるや今や總べての大都市及び大多數の小都市に於て採用せらるゝ所となつたのである。都市は財政上の成功に依て反對論を壓服することが出来た、

のみならず事業の良好なる成績、低廉なる料金及び冗費節減に依て一層其地位を鞏固にするのが出来たのである。給水事業は米國と同様風に市の事業として廣く經營せらるゝ所となつた。二百九十八個の地方廳は瓦斯事業を市有として居る、此の中には大都市の大部分が含まれて居る、唯倫敦「リヴァプール」及び「シェツプフィールド」は例外である。市街鐵道及び電燈事業に付ては、殊に議論が有つたが此反對論も消滅して市營運動は容赦なく發展した。

英國の都市にして夙に市街鐵道を市營としたものは「グラスゴー」市である（一八九四年）。其後百三十六個の都市及び地方廳は市街鐵道を市營とし、他の四十個の地方廳は私設會社をして之が經營に當らしめて居る。市街鐵道の市營は既に充分成功して居るのであるから、之を攻撃する餘地がない。實際に於て社會一般からは認せられて居るものと云ふて宜しい。「グラスゴー」

市は私設馬車鐵道會社との不折合から市街鐵道を經營するに至つたのであるが、其の市有になる以前會社と使用人との間に久しい間闘着が有つた。市民の同情は使用人の方に有つたのみならず、特許期限の更改に付て會社と市とが折合はなかつたので市は終に之を市有にした。市有は成功して、他の諸市は「グラスゴー」市に倣ふに至つた。

「グラスゴー」「マンチェスター」「リヴァプール」及び倫敦の市有市街鐵道は何れの點より見るも、予が實見したる中にて最も優れて居る。米國の私營市街鐵道の如きは到底比較にならぬ、又概して獨逸の市街鐵道よりも勝つて居る。軌道の敷設も永久的に堅固に出来て居て、車輛は其上を靜かに走る。車臺は清潔で、綺麗で、又乗心地が好い。二階付が普通一般に採用せられて居るが、二階には窓が有て雨天の際には閉鎖し得る様になつて居る、又喫煙も許されて居る。二

階は甚だ氣受けが好く、殊に市内見物などには好都合である。

使用人の状態も改善された通例全週の勞銀を支給して一週一日の休暇を與へると共に、私服年金等をも給與する。市に於ては敢て使用人の團結組織を非認せぬにも拘はらず、勞働紛議など餘り聞かぬ。紛議は仲裁調停で圓滿に解決されて行く。使用人は同盟罷業を成功せしむる爲めには輿論の味方を得なければならぬを承知して居る、又市民は自分の支拂ふ賃錢も事業の收益も一に懸て事業經營費の節約如何に在ることを承知して居るから、勞働問題を對岸の火災視しない。之と同時に敢て飽くまでも低き勞銀、長き勞働時間を主張しやうとはしない。英國の都市は一般に正常の勞銀を支拂ひ其額は私設會社の支給する勞銀よりも遙かに高いのである。

(未完)

を得可し。例へば、市會は行政上の實權を掌握し諸種の委員は凡ての支出を監督せるを以て、若し公金が不正又は不當の方法を以て濫費せられたる場合に於て委員は之に對して責任を負はざる可らず。加之、地方の財政に對する地方局の監督は屢々都市をして無謀の市債を企圖せしむる積極政策熱を沈壓する上に奇功を奏しつゝあり。

之に反して、其權利に對して國稅の納入者の受けつゝある保護は地方稅の納入者の受けつゝある保護に遠く及ばざるものあり。蓋し國稅の納入者は衆議院に對して薄弱なる監督權を有するに過ぎず、且つ内閣に對しては更に微弱なる監督權を有するのみにして、帝國々防會議、參謀本部、海軍司令部、勞働保險監督官並に其他兩後の菌の如く生へつゝある諸種の特設行政機關に對しては殆んど全く何等の監督權を有せざるなり。

軍備擴張と直接稅の増收

田邊 高雄

軍備擴張と之に伴ふ歳出の膨脹は我國のみならず歐米諸國共通の現象なるが、我國に於ては公債及び所謂三惡稅並に其他の間接稅を以て軍備擴張費の大部分を支辨せるの結果として下層民が其大部分を負担するの傾向を有するに反し、英獨等に於ては直接稅を以て之に充つるの政策を採れるが爲め、其負擔の大部分は自ら中流以上の人士に懸るの趣を呈せるは大に吾人の留意すべきことなる可し。此事に關して左に其大意を譯述せる「エコノミスト」の社説は英國に於ける上述の傾向を明かにせるものと謂ふ可きか。

地方自治團の財政は近時頻りに膨脹しつゝありと雖も、地方稅の納入者は猶ほ之に對して相當の制限を加ふることを得るなり。蓋し地方稅の率が増加せし場合には納稅者は直ちに其負擔の増加を感知するのみならず、其の納入せし税金が如何なる目的の爲めに費消せられたるか、且又其支途が當を得たるものなるかを略ぼ知る事

吾人の信する所に據れば、衆議院が國資を濫費するに至れるは同院が一討論會場に過ぎざるより來れる結果なりとす。蓋し下院議員は議場の前列に議席を有する者即ち現任又は舊内閣員を除くの外は行政並に財政に關與せざるを以てなり。由來歳出豫算に關する計議は頗る活氣を缺けり。そは時間の缺乏の爲めに慎重なる審議を許さざるの事情と、假令如何程冗費且つ不急の支出たりとも各費目の成立不成立に對して内閣が其運命を賭するの慣例とに因づくものなり。例へば、假りに一議員が水上飛行機は攻撃にも將た又防禦にも全く無用のものなることを切言し全院の首肯する所となりしとせば、夫れに對する支出は削除せらるゝに至る可きか。否若し之に對する議院の態度不穩とならば、政府黨の院内幹事は自黨の議員に訴へ、僅々數萬磅の爲めに内閣を犠牲に供するの愚を敢てすることならしめんとするを常とす。納稅者の權利を保護